五　法第十七条の二第五項の規定による福島県知事との協議の結果

六　法第十七条の四第一項の提案を踏まえた特定復興再生拠点区域復興再生計画についての法第十七条の二第一項の規定による認定の申請をする場合にあっては、当該提案の概要

七　前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が必要と認める事項を記載した書類

（特定復興再生拠点区域復興再生計画の変更の認定の申請）

第二条の三　特定避難指示区域市町村の長は、法第十七条の三において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第六条第一項の規定により特定復興再生拠点区域復興再生計画の変更の認定を受けようとするときは、別記様式第一の三による申請書に、前条各号に掲げる図書のうち当該特定復興再生拠点区域復興再生計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、これらを内閣総理大臣に提出するものとする。

（法第十七条の三において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の復興庁令で定める軽微な変更）

第二条の四　法第十七条の三において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の復興庁令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更

二　認定特定復興再生拠点区域復興再生計画（法第十七条の七第一項に規定する認定特定復興再生拠点区域復興再生計画をいう。次号において同じ。）に記載された事項の実施期間に影響を与えない場合における当該認定特定復興再生拠点区域復興再生計画の期間の六月以内の変更

三　前二号に掲げるもののほか、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画の実施に支障がないと内閣総理大臣が認める変更

［条を加える。］

［条を加える。］

（特定復興再生拠点区域復興再生計画の作成等の提案）

第二条の五　法第十七条の四第一項の規定により特定復興再生拠点区域復興再生計画の作成又は変更の提案を行おうとする帰還環境整備推進法人（法第四十八条の十四第一項の規定により指定する帰還環境整備推進法人をいう。第八条の二において同じ。）は、名称及び主たる事務所の所在地を記載した提案書に特定復興再生拠点区域復興再生計画の素案を添えて、特定避難指示区域市町村の長に提出しなければならない。

（法第十八条第一項の復興庁令で定める事業）

第三条　法第十八条第一項の復興庁令で定める事業は、次に掲げるものとして、同項に規定する企業立地促進計画に定められているものとする。

一　［略］

二　先導的な施策に係る事業、地域資源を活用した事業等避難解除等区域（法第十八条第一項に規定する避難解除等区域をいう。）の地域経済の活性化に資する事業

三・四　［略］

（避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の認定の申請）

第四条　法第二十条第一項の規定による認定の申請をする個人事業者又は法人（以下この項及び次項において「申請者」という。）は、避難解除等区域復興再生推進事業実施計画（法第二十条第一項に規定する避難解除等区域復興再生推進事業実施計画をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）その他の事項について記載した別記様式第二の一による申請書に次に掲げる書類を添えて、これらを福島県知事に提出するものとする。

一～四　［略］

イ　避難指示（法第四条第四号に規定する避難指示をいう。以下この条及び次条第三項において同じ。）であって法第

［条を加える。］

（法第十八条第一項の復興庁令で定める事業）

第三条　法第十八条第一項の復興庁令で定める事業は、次に掲げるものとして、同項に規定する企業立地促進計画に定められているものとする。

一　［同上］

二　先導的な施策に係る事業、地域資源を活用した事業等避難解除等区域の地域経済の活性化に資する事業

三・四　［同上］

（避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の認定の申請）

第四条　法第二十条第一項の規定による認定の申請をする個人事業者又は法人（以下この項及び次項において「申請者」という。）は、避難解除等区域復興再生推進事業実施計画（法第二十条第一項に規定する避難解除等区域復興再生推進事業実施計画をいう。以下この条及び次条において同じ。）その他の事項について記載した別記様式第二の一による申請書に次に掲げる書類を添えて、これらを福島県知事に提出するものとする。

一～四　［同上］

イ　避難指示（法第四条第四号に規定する避難指示をいう。次項及び第四項において同じ。）であって法第四条第四号